

# 三鷹市居宅介護支援事業所等人財確保・定着支援事業補助金 三鷹市居宅介護支援事業所等人財育成支援事業補助金



## 交付申請の手引き

令和6年度版

### ケアマネジャー

介護支援専門員資格 取得	.....	p.1
介護支援専門員資格 更新	.....	p.2

### 主任ケアマネジャー

主任介護支援専門員資格 取得	.....	p.3
主任介護支援専門員資格 更新	.....	p.4

### 申請方法（共通）

本人による申請	.....	p.5
事業者（法人）による申請	.....	p.6
Q&A	.....	p.7

三鷹市介護保険事業者連絡協議会に加入している**市内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター**の介護支援専門員が対象です。

三鷹市以外で勤務されている方や、介護保険施設等で勤務している方は対象となりません。

# 介護支援専門員 資格取得

三鷹市居宅介護支援事業所等  
人財確保・定着支援事業補助金

## 1 補助対象となる経費

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験対策講座の**受講料**（テキスト代、模擬試験の費用等を含む。）

→ 上限 100,000 円と比較して、少ない方の額

※合格した試験の日前 1 年以内に要した経費に限ります。また、自主勉強のために書店等で購入した教本等の費用は含まれません。

(2) 介護支援専門員実務研修受講試験の**受験手数料**

→ **実支出額の全額**

(3) 介護支援専門員実務研修の**受講料**※ + **介護支援専門員登録手数料** + **介護支援専門員証交付手数料**

→ **実支出額の全額**

※東京都の補助金の交付を受けることができる場合には、受講料から都の補助金額を差し引いた額 + 介護支援専門員登録手数料 + 介護支援専門員証交付手数料が実支出額となります。

## 2 補助金額

**1(1)~(3)の合計金額**

## 3 補助対象者の要件

**交付申請日時点**において、次の**要件全てに該当**していることが必要です。

→ 介護支援専門員資格の取得日から 1 年以内であること

→ 同一法人が運営する居宅介護支援事業所等で、3 か月以上三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事していること

### POINT

「介護支援専門員資格の取得」とは・・・

介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けていることを指します。

### POINT

在宅ケアマネジャーとして3か月以上勤務した実績が必要です。介護支援専門員証の交付直後は申請できません。

# 介護支援専門員 資格更新

## 三鷹市居宅介護支援事業所等 人財確保・定着支援事業補助金

### 1 補助対象となる経費※

- (1) 更新研修（実務未経験者）の受講料+介護支援専門員証交付手数料
- (2) 再研修の受講料+介護支援専門員証交付手数料
- (3) 専門研修課程Ⅰの受講料
- (4) 専門研修課程Ⅱの受講料+介護支援専門員証交付手数料
- (5) 更新研修（専門Ⅱ相当）の受講料+介護支援専門員証交付手数料
- (6) 更新研修（専門Ⅰ・Ⅱ相当）の受講料+介護支援専門員証交付手数料

※東京都の補助金の交付を受けることができる場合には、受講料から都の補助金額を差し引いた額+介護支援専門員証交付手数料が実支出額となります。

### 2 補助金額

実支出額の全額

### 3 対象者の要件

- (1) 1(1)、(2) の研修受講者

交付申請日時点において、次の要件全てに該当していることが必要です。

- ➔ 介護支援専門員証の交付日から1年以内であること
- ➔ 同一法人の運営する居宅介護支援事業所等で、3か月以上三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事していること

- (2) 1(3)~(6) の研修受講者

交付申請日時点において、次の要件全てに該当していることが必要です。

- ➔ 介護支援専門員資格の更新日から1年以内であること
- ➔ 同一法人が運営する居宅介護支援事業所等で、3か月以上三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事していること
- ➔ 交付申請日前3か月間において、居宅介護支援（介護予防支援）で担当する利用者の人数が月平均10人以上かつ三鷹市の被保険者の割合が1/2以上であること
- ➔ 補助金の交付決定後、同一法人が運営する居宅介護支援事業所等で、2年以上三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事することが見込まれること

### POINT

「介護支援専門員資格の更新」とは・・・  
介護支援専門員証の有効期間の更新を指しますので、更新後の介護支援専門員証の交付を受けている必要があります。

# 主任介護支援専門員 資格取得

## 三鷹市居宅介護支援事業所等 人財育成支援事業補助金

### 1 補助対象となる経費

#### 主任介護支援専門員研修の受講料※

※東京都の補助金の交付を受けられる場合には、受講料から都の補助金額を差し引いた額が実支出額となります。

### 2 補助金額

#### 実支出額の全額

### 3 補助対象者の要件

交付申請日時点において、次の要件全てに該当していることが必要です。

- 主任介護支援専門員研修修了証明書の交付日から1年以内であること
- 同一法人が運営する居宅介護支援事業所等で、3か月以上三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事していること
- 東京都主任介護支援専門員研修受講について、三鷹市の推薦を受けていること



# 主任介護支援専門員 資格更新

## 三鷹市居宅介護支援事業所等 人財育成支援事業補助金

### 1 補助対象となる経費

主任介護支援専門員更新研修の受講料※ + 介護支援専門員証交付手数料

※東京都の補助金の交付を受けることができる場合には、受講料から都の補助金額を差し引いた額（+介護支援専門員証交付手数料）が実支出額となります。

### 2 補助金額

実支出額の全額

### 3 補助対象者の要件

交付申請日時点において、次の要件すべてに該当していることが必要です。

- 介護支援専門員資格の更新日から1年以内であること
- 同一法人が運営する居宅介護支援事業所等で、3か月以上三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事していること
- 主任介護支援専門員研修の受講について、三鷹市の推薦を受けていること
- 交付申請日前3か月間において、居宅介護支援（介護予防支援）で担当する利用者の人数が月平均10人以上かつ三鷹市の被保険者の割合が1/2以上であること
- 補助金の交付決定後、同一法人が運営する居宅介護支援事業所等で、2年以上三鷹市の被保険者のケアマネジメント業務に従事することが見込まれること



# 申請方法

必要書類を添えて、三鷹市役所本庁舎 1 階 11 番窓口または郵送にてご申請ください。

申請は随時受け付けますが、補助金の交付は先着順となります。本補助金に係る当該年度内の予算の上限に達した場合は、年度途中であっても受付を終了する場合があります。受付を終了した際は、三鷹市ホームページでお知らせしますので、申請前にご確認ください。

## POINT

申請要件を満たしていても、年度内の受付が終了した場合には、原則として補助金の交付を受けられません。  
申請要件を満たしたら、速やかに申請するようにしてください。

## 本人が申請する場合

### 1 提出書類

※様式は三鷹市ホームページ (<https://www.city.mitaka.lg.jp/>) からダウンロードできます。

#### (1) 交付申請書兼請求書（本人用）

ケアマネジャー用、主任ケアマネジャー用で様式が異なります。

#### (2) 介護支援専門員証のコピー

#### (3) 各経費の領収書等

交付申請を行う経費ごとに必要です。交付申請を行わないものについては不要です。

- 介護支援専門員実務研修受講試験対策講座の受講料（テキスト代、模擬試験の費用等を含む。）の領収書原本
- 介護支援専門員実務研修受講試験受験料の「受験手数料払込票」（受領日附印が押印されたもの）のコピー  
※受験申し込みの際、必ずコピーを保管しておいてください。保管していない場合は、受験要項の手数料金額がわかるページのコピーでも受け付けます。
- 介護支援専門員登録手数料の領収書原本
- 介護支援専門員証交付手数料の領収書原本
- 介護支援専門員実務研修／主任介護支援専門員研修その他の研修の受講料の領収書原本

※銀行振込、クレジットカード決済等を利用した場合で、領収書が発行されない場合は事前にご相談ください。

### 2 申請後の流れ

申請内容を確認し、交付決定通知書を送付します。補助金は、申請受付から 3 週間程度で指定口座に振り込みます。

## 介護事業者（法人）が申請する場合

### 1 提出書類

※様式は三鷹市ホームページ（<https://www.city.mitaka.lg.jp/>）からダウンロードできます。

#### (1) 交付申請書（介護事業者用）

ケアマネジャー用、主任ケアマネジャー用で様式が異なります。

#### (2) 交付申請対象者個票

対象者全員分を作成してください。

#### (3) 介護支援専門員証のコピー（対象者全員分）

#### (4) 補助対象経費を事業者が負担したことが分かる書類

事業者（法人）名での研修申込書等のコピーが必要です。対象者本人の名義で研修等を申し込んだ場合には、本人名義の申込書等の控え（インターネット申込の場合は、確認メールの写し等）及び事業者から本人に経費を補助したことが分かる書類が必要です。

#### (5) 各経費の領収書等

交付申請を行う経費ごとに必要です。交付申請を行わないものについては不要です。

- 介護支援専門員実務研修受講試験対策講座の受講料（テキスト代、模擬試験の費用等を含む。）の領収書原本
- 介護支援専門員実務研修受講試験受験料の「受験手数料払込票」（受領日附印が押印されたもの）のコピー  
※受験申し込みの際、必ずコピーを保管しておいてください。保管していない場合は、受験要項の手数料金額がわかるページのコピーも受け付けます。
- 介護支援専門員登録手数料の領収書原本
- 介護支援専門員証交付手数料の領収書原本
- 介護支援専門員実務研修／主任介護支援専門員研修その他の研修の受講料の領収書原本

※銀行振込、クレジットカード決済等を利用した場合で、領収書が発行されない場合は事前にご相談ください。

#### (6) 債権者登録兼支払金口座振替依頼書 ※事業者として初めての申請時のみ

### 2 申請後の流れ

申請内容を確認し、交付決定通知書を送付します。交付決定額に基づき、請求書をご提出ください。補助金は、請求書の提出後、2週間程度で指定口座に振り込みます。

※消費税等に係る税額控除の報告について、補助事業完了日の属する年度の翌年度末頃までにご提出いただく必要があります（返還額が0円の事業者も報告が必要です。）。

提出書類や時期等の詳細は、別途メールにてご案内いたします。

#### 【申請・お問い合わせ先】

三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係（市役所1階11番窓口）

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

電話 0422-29-9274

# Q & A

	質問	回答
<b>対象者要件に関すること</b>		
1	派遣社員は対象になりますか？	市内の居宅介護支援事業所等を運営する法人に直接雇用されていない場合は対象となりません。
2	同一法人内で施設ケアマネから在宅のケアマネに変わりました。施設での勤務期間を合算してもいいですか？	居宅介護支援事業所での勤務実績で要件を満たす必要があります。在宅のケアマネとして3か月以上勤務してから申請してください。
3	三鷹市外の事業所から法人内で異動してきました。異動前の勤務期間を合算してもいいですか？	三鷹市内の事業所で3か月以上勤務している必要があります。市内に同一法人の複数事業所があり、市内で異動した場合は、合算して問題ありません。
4	A事業所で働いているときに研修を修了して対象者の要件を満たしましたが、補助金を申請せずに退職して、別の法人のB事業所に就職しました。この場合、補助金は申請できますか。勤務証明書はどこに書いてもらったらいいですか？	<p>A事業所を退職した場合は、勤務していた時点にさかのぼって申請することはできません。</p> <p>B事業所で3か月以上勤務した時点で、研修修了日（起算日は対象経費によって異なります。）から1年以内であれば、B事業所の勤務証明書により補助金を申請できます。</p> <p>【申請できる例】</p> <p style="padding-left: 20px;">研修修了日（起算日）：令和5年8月1日 A事業所 退職：令和5年12月31日 B事業所 就職：令和6年1月1日</p> <p>この場合、就職から3か月後の令和6年4月1日から同年7月31日まで申請ができます。</p> <p>【申請できない例】</p> <p style="padding-left: 20px;">研修修了日（起算日）：令和5年8月1日 A事業所 退職：令和5年12月31日 B事業所 就職：令和6年6月1日</p> <p>この場合、就職から3か月後の令和6年9月1日時点で起算日から1年以上経過しているため、申請できません。</p>
5	担当した利用者の人数は、介護予防支援を1/2又は1/3として計算しますか？	<p>実人数で計算してください。</p> <p>例えば、申請日前3か月の平均が次のとおりであれば、担当人数が10人以上で半数以上が三鷹市の被保険者のため、対象者要件を満たします。</p> <p style="padding-left: 20px;">三鷹市の被保険者 居宅 9人+予防 5人 計14人 市外の被保険者 居宅 13人</p>

補助金額に関すること		
6	介護支援専門員実務研修受講試験対策講座を受講した場合の補助対象経費の計算方法を教えてください。	<p>模擬試験受験費用や講座で使用するテキスト代も補助の対象となりますが、上限は100,000円です。</p> <p>【例1】試験対策講座受講料 90,000円 ⇒補助金額 90,000円（全額）</p> <p>【例2】試験対策講座受講料 90,000円 模擬試験 20,000円 テキスト代 5,000円 合計 115,000円 ⇒補助金額 100,000円（上限）</p>
7	東京都からの補助金の交付を受けていませんが、市に全額申請していいですか？	申請および交付が完了していない場合でも、東京都の補助金が優先されます。その場合は、研修費用から東京都の補助見込み金額を差し引き、残りを実支出額として市に申請してください。
交付申請に関すること		
8	受験対策講座でインターネット振込を利用したため、領収書がありません。	まずは、講座を実施している企業・団体等に領収書の発行ができるか確認し、発行を依頼してください。発行できない場合には、市にお問い合わせください。
9	更新研修を修了しましたが、更新後の介護支援専門員証がまだ届いていません。補助金を申請できますか？	更新後の介護支援専門員証の添付が必要です。届いてから申請してください。
10	受験手数料払込票のコピーを取らずに、受験申込書に添付してしまいました。	払込票のコピーが手元にはない場合は、受験した試験の受験要項の手数料金額がわかるページのコピーでも受け付けます。
11	申込みと受講料の支払いは受講者本人が行いましたが、事業者から本人にその費用を渡しています。この場合は、誰が申請するべきですか？	事業者が申請を行ってください。 受講料を事業者から本人に渡したことがわかる資料（領収書、給与明細等）の添付が必要です。